

資料5

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年六月二十一日法律第九十一号)

1 目的

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

2 法令の概要（鉄道に関する事項）

(1) 基本方針

一日あたりの平均的な利用者数が約5,000人以上の駅のうち、高低差が5m以上の駅について、2010年までにエレベータ又はエスカレータを設置することなどを目標とする。

(2) 公共交通事業者が講ずべき措置

- 鉄道駅等の新設、大規模改良及び新規車両等導入時における移動円滑化基準[※]への適合義務
- 既設鉄道駅等及び既存車両等の移動円滑化基準への適合の努力義務

※ 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成18年12月15日国土交通省令第111号）

(3) 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進

- 市町村が、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区と指定し、基本構想を作成
 - 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成・実施
 - 公共交通特定事業に対する国、地方自治体等による各種支援措置

3 移動円滑化基準の概要（鉄道駅に関する事項）

- (1) 駅の出入口からプラットフォームへ通ずる経路について、原則としてエレベータ又はスロープにより、高低差を解消すること（移動円滑化された経路）。
- (2) 車いすが通るための幅を確保すること。
 - ア 1以上の出入口の幅は、車いすが一点通過できる80cm以上とすること。ただし、円滑な旅客移動を確保する必要がある公共通路へ直接通ずる出入口の幅は、車いすが通行できる90cm以上とすること。
 - イ 1以上の通路の幅は、車いすが回転できる140cm以上とすること。

- (3) プラットホームと鉄軌道車両の床面とは、できる限り平にすること。また、プラットホームと鉄軌道車両の床面との隙間は、できる限り小さくすること。隙間や段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障があるときは、車いす使用者の乗降を円滑にする乗降設備を一以上備えること。
- (4) プラットホームにホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。車両の乗降口が一定している等一定の要件に該当するプラットホームでは、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置すること。
- (5) 通路、プラットホーム等に照明設備を設けること。
- (6) エレベータ、エスカレータ、トイレ、券売機等について、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
 - ア エレベータは車いすが中で回転できる140×135cm以上の大きさとする。
 - イ エレベータの昇降方向、到着階及び出入口の閉鎖について音声で案内すること。
 - ウ エスカレータには、行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
- (7) その他視覚障害者誘導用ブロック、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。
 - ア 自動改札機を設ける場合には、進入の可否を示すこと。
 - イ 出入口からプラットホームまで視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。